

信州大学大学院 理工学系研究科

*Graduate School of Science and Technology*

---

---

# 学生便覧

*Handbook for students*

---

---

数理・自然情報科学専攻  
物質基礎科学専攻  
地球生物圏科学専攻

平成27年度入学生用 (15SM)



*Shinshu University*



# 信州大学の理念と目標

## 理 念

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

## 目 標

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

### （教 育）

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

### （研 究）

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

### （地域貢献）

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

### （国際交流）

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

# 理工学系研究科修士課程3専攻の目標

## 数理・自然情報科学専攻

### 1. 教育研究上の目標

数理・自然情報科学専攻では自然界、社会における現象や構造の解明を目標とし、数理科学を駆使して研究を行なっています。

また本専攻では、自然現象や社会現象の記述言語である「数学」を用いて、論理的思考能力や表現力、多様性のある応用力を培う教育方針をとり、さまざまな問題に対処できる高度専門職業人の養成を目標としています。

### 2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

論理的思考能力・表現力・応用力を養うために、修業期間を通して、数理科学の文献によるセミナーを行います。

また、専門知識を深めるために、関連の講義を受講するよう指導します。

学位論文の作成にあたっては、指導教員のもとに計画をたて、数理科学の諸結果の一般化や精密化、具体例の構成、再考など、独自性に富んだ成果を目指します。

### 3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否かを審査の基準とし、最終試験では、数学的思考能力・表現力・応用力を身に付けたが否かを評価の基準とします。

### 1. 教育研究上の目標

物質基礎科学専攻では自然現象の解明を目的とし、数学、物理学、化学に基づいて研究を行っています。

同時に、これらの研究を通して、論理的な思考力や表現力、ならびに実践的な応用力を培う教育方針をとり、自然科学を人類の平和と豊かさのために役立て、さまざまな問題に柔軟に対処できる高度専門職業人を養成することを目標としています。

### 2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

論理的な思考力や表現力、実践的な応用力を養うために、修業期間を通して、物理学または化学の文献を利用したセミナーを行います。

また、専門知識を深めるために、これらに関連する講義を受講するよう指導します。

学位論文の作成にあたっては、物理学または化学の専門的課題を指導教員とともに計画を立てながら実験的・理論的に研究を行い、その成果を学内の発表会だけでなく学会発表や論文を通して社会に還元することを目指します。

### 3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否かを審査の基準とし、最終試験では、論理的思考力や表現力、実践的応用力を身に付けたか否かを評価の基準とします。

### 1. 教育研究上の目標

地球生物圏科学専攻では、生物学、地学、化学、物理学等の基礎科学を踏まえて、地球表層部における地圏、水圏、気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用、それらを支配する法則と地球システムの解明を目標として研究を行ないます。

また、そのような課題を達成する上で必要となる知識や方法論、手法についての実践的な教育を重視し、複雑な自然の体系を解きほぐす糸口をフィールドや自然の現象の中に見いだす能力を高め、問題を解決できる人材の育成に努めます。

### 2. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）の計画

地球生物圏の各分野における基礎知識から先端の研究成果までを学ぶために、専門分野の講義を受講させるとともに、優れた教科書や論文をテキストとした専門性の高いセミナーを行います。幅広い学識をもつために、生物学分野、地質学分野、物質循環分野を単位とした幅広い分野をカバーするセミナーの受講を義務づけます。

また、各分野の学際的視野を持つ上で重要と考える実習を通じて、実験計画・データ収集・解析といった手法と方法論を身につける指導を行います。学位論文の作成にあたっては、指導教員のもとに、フィールドワークや実践を重視した研究計画をたてて、独創性に富んだ成果を目指します。

また、各種の学会での情報収集や研究発表をつうじて学生の意欲と能力を高め、国内的にも国際的にも高く評価される水準の研究を目指します。

### 3. 学修の成果および学位論文に係る評価基準の明示

講義・セミナーの学修の成果については、学修内容の理解度をみて、秀・優・良・可・不可による絶対評価を行います。

学位論文は、指導教員のもとで計画した到達目標に達しているか否か、および研究成果の水準を審査の基準とし、最終試験では、論理的思考能力、表現力、問題解決能力、および修士課程における学生の成長度を評価の基準とします。

## 信州大学大学院理工学系研究科【ディプロマ・ポリシー】

信州大学大学院理工学系研究科の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与する。

- 1 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観。
- 2 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養。
- 3 それぞれの研究分野における高度な専門的知識。
- 4 創造性豊かな優れた研究・開発能力。
- 5 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を理論的に説明し、議論する能力。

### ●数理・自然情報科学専攻

信州大学大学院理工学系研究科の目的に則り、以下の能力と見識を十分に培った学生に対して、「修士（理学）」の学位を授与する。

1. 自然界、社会における様々な現象やその構造に対して、常に変わらぬ知的好奇心と探求心を抱き、理学を継続的に研究解明してゆこうとする意志力。
2. 数学および自然情報学の高度な専門知識を修得し、様々な状況に直面した場合、自らの課題を発見し、身に付けた自身の数学的思考能力・表現力・応用力に基づく総合的な判断・対処が十分にできる、高度専門職業人としての能力と見識。
3. 数学の文化的基盤を支え、理学の普及に、また、自然との調和が取れた科学の発展に貢献し得る意志力と見識。

### ●物質基礎科学専攻

信州大学大学院理工学系研究科の目的に則り、以下の能力と見識を十分に培った学生に対して、「修士（理学）」の学位を授与する。

1. 物理や化学の専門的な知識を有し、実験や理論により、新しい物質の創成やその機能の理解に自立的に取り組みを行った学生。
2. 化学や物理についての深い知識を活用し、分野を越えた問題にも対処できる解決能力を有し、さらに発展的な応用まで進展させる力を兼ね備えた学生。
3. 自然との調和を尊重し、国際的な観点から世界の科学的発展に寄与できる力を修得した学生。

### ●地球生物圏科学専攻

生物学、地質学、地球科学、化学、物理学等の基礎的知識を踏まえて、地球表層部における、地圏、水圏、気圏、および生物圏の諸現象と各圏の相互作用、それらを支配する法則と地球システムの解明を目標として、以下の知識と能力等を有する学生に「修士（理学）」の学位を授与する。

1. 上述した専攻の目標を達成するために必要な知識や研究方法論の修得。
2. 自然の現象の調査・観測から問題解決の糸口を見いだす能力。
3. 自ら研究計画を立て、実践し、その結果を論理的に発表・文章化する能力。

# 信州大学大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

## 大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

## 大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。



# 数理・自然情報科学専攻の履修プロセス概念図

数学・自然情報学の専門知識を習得し、  
 数学的思考能力・表現力・応用力に基づく総合的な判断・対処ができる  
 高度専門職業人としての能力や見識をもった人材  
 修士(理学) 学位授与

最終試験の合格

計30単位以上を修得

## 選択科目(本専攻)

各2単位  
 (16単位以上選択)

群論と対称性  
 組み合わせ論  
 多元環論

代数的位相幾何学  
 対称性の幾何学  
 微分位相幾何学

関数環論  
 偏微分方程式論  
 応用偏微分方程式論

非線型数学  
 線型現象論  
 確率解析学

数理・情報科学演習 I  
 数理・情報科学演習 II

数学・自然情報学の  
 高度な専門知識  
 数学の文化的基盤  
 情報収集・分析能力

## 他専攻の授業科目

(8単位まで  
 選択科目として履修可)

グローバルな情報発信能力  
 理学の研究解明と普及  
 科学の発展への貢献

## 特別研究

10単位(必修)

研究課題の決定  
 研究手法の習得  
 論文執筆

数学的思考能力  
 表現力・応用力  
 総合的な判断・対処  
 情報収集・分析能力

## セミナー II

2単位(必修)

数学的思考能力  
 発表力・応用力  
 情報収集・分析能力

## セミナー I

2単位(必修)

数学的思考能力  
 発表力・情報収集力

## 指導教員の決定

2年間にわたる個人指導  
 個々に適した計画的指導

## 論文審査

## 論文発表会

・公開 = 透明な審査体制

## 学位論文提出 論文要旨の提出

## 審査委員の決定

・複数の審査員  
 ・専門家による審査  
 = 質の保証

## 論文作成

## 論文題目の決定

## 学位論文作成・ 論文審査

高度専門職業人  
 としての  
 能力と見識

2年次

1年次

## 授業科目・研究指導

1. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に積極的に取り組む人
2. 世界をリードする科学・技術を担う研究者あるいは高度専門職業人を目指す人
3. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人

# 物質基礎科学専攻の履修プロセス概念図

物理学や化学の専門知識及びその応用能力を有し、  
分野を越えた問題にも対処できる解決能力ならびに  
世界の科学的発展に寄与できる力を修得した人材  
修士(理学) 学位授与

最終試験の合格

論文要旨・  
審査結果要旨の公開

計30単位以上を修得

論文審査

論文発表会

審査員の決定

学位論文提出

学位論文作成

・複数審査員  
・公開  
による審査の  
透明性・質の  
確保

2年次

選択科目  
以下の分野から  
16単位以上選択

物性物理学  
素粒子・宇宙物理学  
構造・計測化学  
反応・物性化学

セミナーII  
2単位(必修)  
専門知識の  
修得  
情報収集能力  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力

特別研究  
10単位(必修)

・研究手法  
・論文作成法  
・プレゼンテーション能力  
の修得  
・複数教員による指導

1年次

専門知識の  
修得

広範な知見の  
獲得

セミナーI  
2単位(必修)  
専門知識の  
修得  
情報収集能力  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力

研究遂行の  
基本的能力  
情報収集・  
分析能力  
世界の科学的  
発展に寄与  
できる力

研究課題の決定

・早期からの計画的な研究指導  
による質の担保

指導教員の決定  
・組織的な教育研究体制

授業科目履修・研究指導

学位論文作成・  
論文審査

1. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に積極的に取り組む人
2. 世界をリードする科学・技術を担う研究者あるいは高度専門職業人を旨とする人
3. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人

# 地球生物圏科学専攻の履修プロセス概念図

地球表層部における、地圏、水圏、気圏および生物圏の諸現象と各圏の相互作用、それらを支配する法則と地球システムを解明するために必要な知識や

研究方法論を修得した人材  
**修士(理学) 学位授与**

最終試験の合格

論文要旨・審査結果  
 要旨の公開

- ・透明な審査体制
- ・公開による質の保証

論文審査

論文発表会

- ・透明な審査体制
- 公開による開催

学位論文提出

審査委員の決定

- ・透明な審査体制
- 複数教員による確認

論文予備審査

- ・質の担保
- 学位授与審査に値するかの確認・指導

論文作成

**学位論文作成・  
論文審査**

30単位以上を修得

特別研究

研究手法の修得・論文執筆  
 複数指導教員による指導

研究遂行能力

情報収集  
 ・分析能力

実践能力

研究進捗状況に関する  
 中間発表会

研究課題の決定

・質の担保  
 早期から計画的な研究指導

指導教員の決定

・組織的な教育研究体制  
 ・質の担保  
 複数分野教員による指導

古環境復元論  
 鉱物変移論  
 発生学  
 多様性植物学  
 環境計測学  
 地域環境学  
 ほか  
 2単位(選択)

セミナーⅡ  
 2単位(必修)

情報収集能力

プレゼンテーション能力

応用力・高い  
 議論能力

セミナーⅠ  
 2単位(必修)

高度な基礎的知識

情報収集能力

深い専門的知識

プレゼンテーション能力

応用力・高い  
 議論能力

**授業科目(コースワーク)・研究指導**

2年次

1年次

1. 科学・技術の基礎的あるいは応用的研究に積極的に取り組む人
2. 世界をリードする科学・技術を担う研究者あるいは高度専門職業人を目指す人
3. 大学等において能動的に学び、一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人

# 目 次

信州大学の理念と目標	i
理工学系研究科修士課程3専攻の目標	ii
信州大学大学院理工学系研究科ディプロマポリシー	v
信州大学大学院教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	vi
修士課程（3専攻）履修方法及び修了に関する留意点	1
修士課程（3専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項	3
大学院理工学系研究科修士論文評価基準	9
理学部における学生表彰について	10
学生生活の手引き	11
1 公用掲示板について	11
2 学生の懲戒	11
3 休学・復学・退学	13
4 授業料の納付と経済支援について	14
5 学生教育研究災害傷害保険	14
6 健康管理	15
7 各種証明書等の申込み	15
8 学生相談について	15
9 諸手続き・注意事項など	15
10 学生関係委員会・事務部門	17

11 寄宿舍	18
12 飲酒について	18
信州大学大学院学則	19
信州大学大学院理工学系研究科規程	31
信州大学学位規程	35
修士課程（3専攻）学生の学年中途の修了に関する申合せ	38
修士課程において1年以上2年未満で修了する者の取り扱い(対象3専攻)	39
修士課程（3専攻）の長期履修学生制度の取扱いについて	40
学外研修の取扱い（対象 全専攻）	43
他の大学院等における研究指導に関する取扱要項（対象 全専攻）	45
特別研究学生の受入れ取扱要項（対象 全専攻）	50
転専攻に関する申し合わせ（対象 全専攻）	51
信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ	54

## 修士課程（3専攻）履修方法及び修了に関する留意点

### 1 履修・修了のシステム

- (1) 本課程の修了のためには、2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得すること。

修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「学位論文」という）の作成等に対する指導を受けて、在学期間中に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては優れた業績をあげたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- (2) 標準修業年限は、2年であり、1年目に主として授業を履修し、2年目には主として学位論文作成の指導を受けることが望ましいが、在学期間は最長4年であること、また1年で修了することも可能であることから、3年間又は4年間で修了する計画、あるいは1年間で修了する計画が考えられるので、入学当初に指導教員の指導を受けて修了までの計画をたてるものとする。

### 2 修了に必要な単位及び履修方法・履修基準

- (1) 必修・選択科目を合わせて30単位以上修得しなければならない。
- (2) 授業科目のうち専門授業科目（所属する専攻の教育研究分野に関連する授業科目）は、8単位以上修得しなければならない。
- (3) 他専攻の授業科目及び大学院共通科目は選択とし、修了に必要な30単位の中に8単位までは算入できる。
- (4) 特別研究10単位及びセミナー4単位は必修とする。
- (5) 実務体験実習2単位は、修了に必要な単位に含めない。

### 3 学位論文の審査及び最終試験

- (1) 学位論文の審査及び最終試験は、別掲の実施要項によるものとし、その他必要事項については掲示を行なう。
- (2) 提出期限に遅れた論文は受付けないので注意すること。

### 4 単位認定

- (1) 試験は筆記試験、口頭試問、研究報告などによって随時実施し、その合否は当該授業科目担当教員が決定する。
- (2) 各科目の試験の成績の評語は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可、を合格、不可を不合格とする。
- (3) 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

### 5 教育職員免許状

- (1) 本研究科を修了し、免許法に定める中学校及び高等学校の各々の課程の科目を修得すると中学校及び高等学校の各専修免許状が得られる。
- (2) 免許状に関する詳細は学生支援グループに相談すること。

附 則 略

附 則

- 1 この留意点は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に工学系研究科に在学する者については、この留意点による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参考)

修士課程3専攻の講座等

専攻	講座	分野
数理・自然情報科学	数理構造	
	空間構造	
	数理解析	
	自然情報学	
物質基礎科学	物性物理学	物性理論
		物性実験
	素粒子・宇宙物理学	素粒子物理学
		宇宙線・高エネルギー実験
	構造・計測化学	分析化学
		無機化学
反応・物性化学	有機化学	
	物理化学	
地球生物圏科学	地層科学	
	地球物質科学	
	地球システム解析	
	生態システム解析	
	生体生物学	
	進化生物学	

## 修士課程（3専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項

この実施要項において、修士論文又は特定の課題についての研究成果(以下「学位論文」という)の審査及び最終試験並びに修了判定について定める。

### 1 学位論文の提出期限及び手続

#### (1) 提出期限

1月下旬（詳細は掲示します）

#### (2) 提出手続

申請者は、「修士学位論文審査申請書」（様式1）並びに「修士学位論文内容の要旨」（様式2）を付し、所定の「修士学位論文作成要領」（様式3）による学位論文正本1部、副本2部、計3部を研究科長に提出する。

### 2 学位論文審査及び最終試験

#### (1) 審査委員会

(イ) 審査委員会は、審査申請1件ごとに信州大学学位規程第11条に定める委員をもって構成する。

(ロ) 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行う。

(ハ) 審査委員会は、論文の審査結果並びに最終試験結果を、「修士学位論文審査及び最終試験結果報告書」（様式4）により研究科長に報告する。

(2) 論文審査及び最終試験は、2月20日までにを行うものとする。

(3) 最終試験は、論文合格者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭または筆答で行う。最終試験の期日については別に定める。

### 3 修了判定

審査委員会は、「修士学位論文内容の要旨」及び「修士学位論文審査要旨」（様式5）を配布し、審査経過を報告する。

修了判定は、3月上旬に研究科委員会が行う。

### 4 学位論文の保管

審査修了後、論文は正本1部は附属図書館で、副本2部のうち1部は専攻、1部は指導教員が保管する。

5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。



(様式1)

A4判

平成 年 月 日

信州大学長 殿

平成 年度入学

信州大学大学院理工学系研究科

専攻

学籍番号

申請者

㊟

生年月日

年

月

日生

### 修士学位論文審査申請書

このたび信州大学学位規程第4条の規定により修士（理学）の学位を受けたいので、下記学位論文をご審査くださるよう申請いたします。

記

論文題目	
------	--

(様式2)

A4判

修士学位論文内容の要旨

論文提出者		
理工学系研究科	専攻	講座
氏名		(分野)
論文題目		
論文内容の要旨		

※1000字以内

(様式3)

A4判

## 修士学位論文作成要領

1. 規 格 A4判
2. 装 訂 市販のファイルを使用し、左とじとする。  
その表紙には下記事項を記載する。

<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">学位論文 (題 目)</p> <p style="text-align: center;">平成 年度</p> <p style="text-align: center;">信州大学大学院理工学系研究科 専 攻</p> <p>氏 名</p>	<p>(表紙裏面)</p>   <p>学位論文受理年月日 平成 年 月 日</p>
--	--

3. 本 文
  - (1) 本文は、和文、外国語どちらの場合も、縦長横書にする。
  - (2) 用紙は、市販のレポート用紙又は上質紙を使用する。
  - (3) 写真・図版グラフ等も含め、ページ数を記入し、目次を作成する。
  - (4) 本人が他に発表した論文がある場合は、参考資料として添付することができる。
4. 背表紙 論文題目と氏名を記載する。

(様式4)

A4判

平成 年 月 日

信州大学大学院理工学系研究科長 殿

審査委員	印	審査委員	印
主査		副査	
副査		副査	
副査		副査	

修士学位論文審査及び最終試験結果報告書

論文提出者		入学年度	平成 年度
学籍番号		専攻	
申請学位			
論文題目			
成績	学位論文	最終試験	
審査月日	論文審査	最終試験	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

注：成績は、合格（秀，優，良，可），不合格（不可）の用語で記入すること。

修得単位数	単位	修得見込単位数	単位	計	単位
-------	----	---------	----	---	----

(様式5)

A4判

修士学位論文審査要旨

審査委員	印	審査委員	印
主査		副査	
副査		副査	
副査		副査	

論文提出者 工学系研究科 学籍番号	専攻 氏名
論文題目	
論文審査の要旨	

# 大学院理工学系研究科修士論文評価基準

(平成 24 年 12 月 12 日 大学院理工学系研究科代議員会承認)

以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

## 1. 【独創性・意義】

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。

## 2. 【実験・調査】

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

## 3. 【関連資料・参考文献】

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

## 4. 【論証方法・論旨とデータ(資料)の提示方法】

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

## 5. 【表現の的確性】

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

## 6. 【論文の体裁】

本文、章立て、注記、引用文献、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

## 7. 【総合的評価】

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(但し書き)

- 1) 項目 2 と 3 の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

## 理学部における学生表彰について

信州大学理学部では、本学部在籍する学生とともに、大学院理工学系研究科数理・自然情報科学専攻、物質基科学専攻及び地球生物圏科学専攻に在籍する学生並びに大学院総合工学系研究科に在籍する学生の中で理学部に所属する教員を主指導教員とする者を対象にして、学習意欲の向上等を図るため、自ら目標を定めて積極的に学ぶ努力を行い、優れた学業成績や顕著な功績を修めた学生に対して、以下の表彰を行います。

### I. 理学部表彰（成績優秀による授業料免除対象）

毎年度10月期に成績優秀学生を以下のように選考して表彰する。なお、在学中に学則上の懲戒処分（「訓告及び停学」をいう）を受けた者は対象としない。

#### ○ 3・4年次生 7名

学科・コース毎に選考された成績優秀学生。各学科・コースの選考手続きについては、年度初めのガイダンスで説明。

学科		人数
数学科	数理科学コース	2名
	自然情報学コース	
理学科	物理学コース	1名
	化学コース	1名
	地球学コース	1名
	生物学コース	1名
	物質循環学コース	1名

#### ○ 理工学系研究科大学院修士課程2年次生 4名

数理・自然情報科学専攻及び物質基礎科学専攻から2名、地球生物圏科学専攻から2名、それぞれの専攻が定める基準で選出された学生。各専攻の選考手順等については、年度初めのガイダンスで説明。

専攻	人数
数理・自然情報科学専攻	2名
物質基礎科学専攻	
地球生物圏科学専攻	2名

#### ○ 総合工学系研究科大学院3年次生 若干名

理学部所属教員を主指導教員とし、信州大学大学院総合工学系研究科の各専攻において、成績優秀学生授業料免除対象学生として選出された学生。

### II. 理学部表彰（分野別）

年度毎に成績優秀者として各学科・コースから推薦された学生を分野別に表彰。

表彰は、在学生については新年度のガイダンス時に、最終学年次生については卒業・修了証書の授与時に行う。

### III. 理学部特別表彰

学術、文化、スポーツ等の分野において在学中に顕著な業績を上げた学生を表彰。

選考は、自薦又は教員等の推薦に基づいて、学生委員会が行う。

# 学生生活

## 1. 公用掲示板について

学生のみなさんへの公示や書連絡は、公用掲示板で行われます。見落としによる不利益は、みなさんの責任となります。毎日、公用掲示板を確認することを習慣としてください。

### ◆ 公用掲示板の場所 ◆

理学部講義棟1F（西側）、理学部C棟1F（ロビー）

※学部1年生は全学教育機構の公用掲示板に注意

☆キャンパス情報システムにすべての情報を掲載することはできません。理学部では学生の皆さんに対するお知らせは公用掲示板で行います。

## 2. 学生の懲戒

学生としての本分に反する試験時における不正行為や学内における秩序違反等は、信州大学学則等により懲戒処分（退学、停学、訓告）の対象となります。詳細は、信州大学における学生の懲戒規程を参照（信州大学ホームページ内「大学案内」国立大学法人信州大学規則集掲載）してください。

「信州大学における学生の懲戒に関する規程」別表（第18条関係）

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
その他不正な行為と認められること。			
単位認定に係るレポート（卒業論文含む）の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正行為と認められること。			



学生の懲戒に係るガイドラインを以下の表のとおり示す。

本表は、学生によってなされるおそれのある代表的な懲戒対象行為を類型化し、それに対する標準的な懲戒の種類を示したものである。

なお、区分及び事項は、懲戒対象行為によって競合することがある。

懲 戒 対 象 行 為		該当する懲戒の種類
区分	事 項	
A 学 内 秩 序 を 乱 す 行 為	①「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	②本学が実施する試験等における不正行為（詳細は、別表に掲げる事例とする。）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	③飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学又は停学（無期）
	④飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用、若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等）	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
	⑫違法薬物（麻薬、大麻等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	退学、停学（無期又は有期）又は訓告
B 犯 罪 行 為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑥「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）

C 交通 事故 ・ 違 反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	②人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

### 3. 休学・復学・退学

学生の身分上の異動は、いずれの場合も教授会等を経て許可されますので、手続きに時間を要しますので余裕をもって手続きを行ってください。

身分異動願（学生支援グループに申し出て受け取る）には、本人の記入・押印のほか、保証人（保護者）の署名・押印とともに学生委員・指導教員（学年担当教員）・学科長との面談が必要となります。身分異動願は、異動予定日の1ヶ月前までに提出が必要となりますので、余裕をもって手続きをしてください。

（例）

後期（10/1）からの休学・復学	8月末までに学生支援グループへ書類を提出する。 （7月中に申し出ることが望ましい。）
前期終了（9/30）をもって退学	
前期（4/1）からの休学・復学	2月末までに学生支援グループへ書類を提出する。 （1月中に申し出ることが望ましい。）
年度末（3/31）をもって退学	

※ 休学は、下記の理由に該当するものでなければ許可されません。

休学理由	添付書類
病気のため	診断書（療養期間が記載されたもの）
経済的理由のため	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する
留学のため ※ 大学との交流協定によるものは除	留学先の入学許可書等
公共的な事業に参加するため ※ 国又は地方公共団体等の求めによる 場合	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する
上記事項と同等以上の事情のため	休学願（裏面）の申し立て欄に詳細な事由を記入する

#### 4. 授業料の納付と経済支援について

##### (1) 授業料の納付

前期分納入期限 4月30日 / 後期分納入期限 10月31日

※ 当該日が土・日の場合は、その前の金曜日となります。また、指定預金口座への入金は、  
《前期分：4/28まで》 《後期分：10/27まで》に済ませてください。

授業料の納入方法は、預貯金口座自動振替方式制度（光熱水料等の公共料金の支払いに広く利用されている制度と同様のもので、指定預貯金口座から授業料相当分を自動引き落としさせていただくものです。）で納入してください。納入期限までに納入がされていない場合は督促を行います。督促してもなお納入がされない場合は、学則第63条により除籍になります。

##### (2) 授業料免除、徴収猶予及び月割分納制度

経済的理由等により、授業料の支払いが困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合に、選考のうえ、その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また、その期の授業料の支払期限を一定期日まで延期する制度（徴収猶予）と、その期の授業料を月割に支払うことができる制度（月割分納）があります。

申請を希望する学生は、説明会に出席し、申請書類を受け取ってください。申請受付及び説明会の日程等については、公用掲示板及び「信州大学キャンパス情報システム」でお知らせします。

また、学業成績及び人物共に特に優秀であると認められる学生に対して、当該年度の後期分授業料の全額を免除する制度があります。各学科の選考基準等については、年度初めのガイダンス等でお知らせします。

##### (3) 奨学金

日本学生支援機構と地方自治体・民間育英団体等による奨学制度があります。各種奨学金の募集・採用決定・手続き、説明会に関するお知らせ、各種の連絡事項については、公用掲示板及び「信州大学キャンパス情報システム」でお知らせします。

###### ① 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績に優れ、かつ健康で経済的理由により著しく修学困難な者に対して貸与されます。奨学金貸与終了後は返還の義務があります。

###### ② 地方自治体・民間育英団体等の奨学金

地方自治体・民間育英団体等の奨学金は、大学を通じて募集を行うものと各団体が直接募集を行うものがあります。直接募集の奨学金は、出身の都道府県や市区町村又は奨学団体等に直接問い合わせてください。

#### 5. 学生教育研究災害傷害保険

授業及び課外活動中の不慮の事故に対する補償制度です。

理学部では、学科により実験・実習・野外調査等が多いので、安心して教育研究活動ができるよう原則として全員加入することとしています。詳しいことは学生総合支援センターに問い合わせてください。

## 6. 健康管理

### (1) 総合健康安全センター

信州大学総合健康安全センターが、A棟南側の大学建物1階にあり、医師・保健師が診察・応急処置・健康相談に応じています。

### (2) 定期健康診断

毎年、春に行われる定期健康診断は、学生自身の健康管理はもちろん、奨学金申請、就職活動及び教育実習には、不可欠なものですので必ず受診してください。

健康診断証明書は、この健康診断の全項目を受診していない場合は、発行されません。

## 7. 各種証明書等の申込み

成績証明書、在学証明書、卒業見込証明書、旅客運賃割引証（学割）、健康診断証明書の発行は、全学 教育機構南校舎1階に設置されている証明書発行機を利用してください。

上記以外の証明書の発行については、理学部学生支援グループへ直接問い合わせてください。なお、証明書の交付は申し込みから3日後（英文、その他の場合は2週間前後日数を要する場合があります。）となりますので、余裕をもって申し込んでください。

## 8. 学生相談について

学生生活のなかで起こる様々な問題や悩み（例えば、学業の問題、自分の性格や対人関係、心身の健康、これからの自分の進路等）などについて、解決のための指導・助言を行っていますので、学生相談センターや、理学部学生支援グループへ気軽に相談してください。

修学上の問題であれば、まずは各学科・コースの学年担当教員・学生委員に相談しましょう。

さらに、総合健康安全センターおよび学生相談センターでは、心の健康について専門のカウンセラーが相談に応じています。

## 9. 諸手続き・注意事項など

### (1) 休日等の実験・実習について

土曜日、日曜日、祝休日及び平日の午後9時過ぎに実験・実習のため、校舎内に残らなければならない場合は、前日までに担当教員の許可を得てください。

### (2) 講義室の使用について

授業以外で講義室の使用を希望する場合には、使用責任者の教員の許可を得てから、「講義室使用申込書」を理学部学生支援グループへ提出してください。

なお、使用後は、照明・エアコン・換気扇・機器等の電源を切り、戸締り等に十分注意してください。（土曜日、日曜日及び祝休日の使用は、原則として許可しません。）

(3) 登山届

登山をする場合は、必ず出発日の前日までに所定の届出書と計画書を学生総合支援センターへ提出してください。登山以外の行事で危険が予想される計画を立てる場合は、事前に理学部学生支援グループに相談してください。

(4) 火気取り扱いについて

理学部には、様々な実験設備や薬品があり、ちょっとした不注意から火災を起こす危険性がありますので、火気の手取り扱いは十分注意してください。

(5) 住所等変更届

学生本人・保証人（保護者）・帰省先の住所・電話番号等が変更になった場合は、すみやかに「信州大学キャンパス情報システム」の「ユーザー情報」で登録情報の確認・修正を行ってください。

(6) 改姓届

改姓した場合は理学部学生支援グループへ申し出て、改姓届を提出してください。

(7) 海外渡航

夏休み等の海外旅行・海外の学会出席等、日本を離れる場合は、出発する日の2週間前までに「海外渡航届」を理学部学生支援グループ（1年次生は学生総合支援センター）へ提出し、帰国後、速やかに理学部学生支援グループへ報告してください。

※ 事前に渡航先の安全性についても配慮してください。

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(8) アルバイト

「信州大学キャンパス情報システム」で情報を提供しています。

パソコン等がない場合は、学生総合支援センターで使用できます。また、理学部PC実習室でも閲覧することができます。（授業で使用している場合は入室できません。）

(9) 信州大学キャンパス情報システム

パソコン、携帯端末から、一部の情報（講義情報、学生呼出、履修・成績関係、お知らせ、授業料免除等・奨学金・アルバイト情報等）が得られます。

また、履修登録・成績確認もこのシステムを利用して行われます。

最初に利用する場合はユーザー登録が必要です。登録方法等については『学習の手引き』に記載されています。

※ キャンパス情報システムにすべての情報を掲載することはできません。理学部では、学生の皆さんに対する連絡・通知の伝達は原則として公用掲示板で行っています。

## 10. 学生関係委員会・事務部門

### (1) 学生関係委員会

学生生活をサポートするため、以下の委員会が組織されています。

- ① 学生委員会
  - ・ 学生生活に係ることを審議する。
  - ・ 留学生が日本で有意義な学生生活を送ることが出来るように、奨学金の選考、交流会の企画などを審議する。
- ② 教務委員会
  - 授業カリキュラム、時間割編成、成績評価等について審議する。
- ③ 就職委員会
  - 就職指導の企画、就職情報の収集・提供、企業への広報等を審議し、学生の就職支援を行う。

### (2) 事務部門

理学部A棟1階に学生支援グループ、総務グループ、学部長室グループがあり、以下のとおり学生の皆さんに関する業務を担当しています。

- ① 学生支援グループ
  - ・ 学生の身分異動（休学、復学、退学、転学部等）の手続き
  - ・ 学業成績の管理／授業の履修手続き
  - ・ 各種証明書（卒業証明書、単位修得証明書等）発行
  - ・ 教育職員免許状申請手続き
  - ・ 就職、進学等の情報の提供
  - ・ 講義室の利用申込み
  - ・ 学生への掲示
  - ・ その他学生生活に関する相談窓口
- ② 総務グループ（庶務）／学部長室グループ
  - ・ 郵便物等の受領
- ③ 総務グループ（会計）
  - ・ 入学料・授業料等の取り扱い窓口
  - ・ 授業料預貯金口座自動振替・自動払込利用手続き
  - ・ 実験装置等の物品管理
  - ・ 建物の維持管理（電気、ガス、水道を含む。）
  - ・ 理学部ゴミ処理場所の管理、清掃用具の保管

## 11. 寄宿舍

理学部の学生が利用できる寄宿舍は、下記のとおりです。入寮希望者は、学生総合支援センターに問い合わせてください。

対象年次	寮名	収容定員	所在地
学部2年次生 以上 (大学院生含む)	思誠寮	男80人	松本市横田 3-5-1 TEL 0263-36-3654
	思誠女子寮	女30人	松本市沢村 2-3-28 TEL 0263-36-3656

## 12. 飲酒について

新しい学年を迎え、サークルや各種集まりなどで新入生の歓迎行事が開催され、友達・サークル仲間との語らいの場も増えますが、安易に少し羽目を外してしまう方が多くみられません。その気の緩みが、危険！注意！です。

未成年者は言語道断！！

成人であっても、普段飲む機会が無かった人が、急にお酒を飲む（大量に!!）、そんな事をすれば、体はついていけません。飲酒は、飲み方・飲ませ方で 死 を招きます。

※ 決して個人だけの責任ではなく飲ませた者にも責任があるのです。

○ 注意すべきこと！！

- ★ 未成年者は断る勇気を!! 成人でも調子に乗らない。
- ★ 自分の意思で飲む。他人に強要しない。
- ★ 大量のイッキ飲みは絶対しない。

体重60kgの人なら15度の酒1リットル近くをイッキに飲めば、昏睡から死に至ります。

※ 個人差、体調による差も大きいので要注意！！

\*\*\* 友達・仲間を失うようなことの無いように、皆で気をつけましょう！！ \*\*\*

目次

第1章 総則 (第1条-第6条)  
 第2章 収容定員 (第7条)  
 第3章 教員組織 (第8条)  
 第4章 研究科長及び運営組織 (第9条-第11条)  
 第5章 学年、学期及び休業日 (第12条-第14条)  
 第6章 標準修業年限及び在学期間 (第15条-第16条)  
 第7章 入学 (第17条-第27条)  
 第8章 教育課程 (第27条の2-第39条)  
 第9章 修了要件、学位授与等 (第40条-第47条)  
 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 (第48条-第54条)  
 第11章 賞罰 (第55条-第56条)  
 第12章 科目等履修生 (第57条-第63条)  
 第13章 研究生 (第64条-第68条)  
 第14章 聴講生 (第69条-第74条)  
 第15章 特別聴講学生及び特別研究学生 (第75条-第83条)  
 第16章 外国人留学生 (第84条-第87条)  
 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料 (第88条-第92条)  
 第18章 特別の課程 (第92条の2)  
 第19章 補則 (第94条)  
 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 信州大学大学院 (以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
- (自己点検及び自己評価)
- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 第2条 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。
- 第3条 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。
- (研究科)
- 第3条 本大学院に、次の研究科を置く。
- 人文科学研究科  
 教育学研究科  
 経済・社会政策科学研究科  
 理工学系研究科  
 農学研究科  
 医学系研究科  
 総合工学系研究科  
 法曹法務研究科
- 2 前項の法曹法務研究科は、専門職大学院とする。

(課程)

- 第4条 人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、理工学系研究科及び農学研究科に修士課程を置き、医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き、総合工学系研究科に後期3年の課程のみの博士課程を置く。
- 第2条 医学系研究科の博士課程は、第5条に規定する医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の4年間の博士課程並びに同条に規定する保健学専攻の前期2年の課程 (以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程 (以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。
- 第4条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 第4条の2 法曹法務研究科に、専門職学位課程を置く。
- 第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。
- 第3条 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院とする。
- (専攻)
- 第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。
- 人文科学研究科  
 地域文化専攻  
 言語文化専攻  
 教育学研究科  
 学校教育専攻  
 教科教育専攻  
 経済・社会政策科学研究科  
 経済・社会政策科学専攻  
 イノベーション・マネジメント専攻  
 理工学系研究科  
 数理・自然情報科学専攻  
 物質基礎科学専攻  
 地球生物圏科学専攻  
 機械システム工学専攻  
 電気電子工学専攻  
 土木工学専攻  
 建築学専攻  
 物質工学専攻  
 情報工学専攻  
 環境機能工学専攻  
 繊維・感性工学専攻  
 機械・ロボット学専攻  
 化学・材料専攻  
 応用生物科学専攻  
 農学研究科  
 食料生産科学専攻  
 森林科学専攻  
 応用生命科学専攻  
 機能性食料開発学専攻  
 医学系研究科  
 (修士課程)



- 医科学専攻  
(博士課程)
  - 医学系専攻
  - 疾患予防医科学系専攻
  - 保健学専攻
  - 総合工学系研究科
  - 生命機能・フアイバー工学専攻
  - システム開発工学専攻
  - 物質創成科学専攻
  - 山岳地域環境科学専攻
  - 生物・食料科学専攻
  - 法曹法務研究科
  - 法曹法務専攻  
(講座又は部門)
- 第6条 経済・社会政策科学研究科、理工学系研究科、農学系研究科、医学系研究科、医学系研究科及び総合工学系研究科に専攻分野による講座又は部門を置くことができる。この場合において、当該講座及び部門については、別に定める。
- 第2章 収容定員  
(収容定員)
- 第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 第3章 教員組織  
(教員組織)
- 第8条 本大学院の教員組織は、専任の教員及び学部等の教員をもって構成する。
- 2 各研究科における教員組織は、各研究科において定める。
  - 3 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
  - 4 本大学院における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。
- 第4章 研究科長及び運営組織  
(研究科長)
- 第9条 本大学院の各研究科（法曹法務研究科を除く。）に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、理工学系研究科にあっては理学部長、工学部長又は繊維学部部長を、総合工学系研究科にあっては理学部長、工学部長、農学部長又は繊維学部部長をもって充てる。
- 2 法曹法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。
  - 3 前項の研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
  - 4 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。  
(教育研究評議会)
- 第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）において行う。  
(大学院研究科委員会)
- 第11条 各研究科に、教育課程の編成、学生の入学及び退学その他の当該研究科における重要事項を審議するため、大学院研究科委員会（法曹法務研究科にあっては、研究科教授会。以下「研究科委員会」という。）を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第5章 学年、学期及び休業日  
(学年)
- 第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(学期)
- 第13条 学年を次の2学期に分ける。  
前学期 4月1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。
- 第14条 休業日は、次のとおりとする。  
一 日曜日  
二 土曜日  
三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
四 春季休業  
五 夏季休業  
六 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 第6章 標準修業年限及び在学期間  
(標準修業年限)
- 第15条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 医学系研究科博士課程（博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。）の標準修業年限は、4年とする。
  - 3 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
  - 4 専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする。  
(在学期間)
- 第16条 修士課程及び博士前期課程の学生は4年、医学系研究科博士課程の学生は8年、博士後期課程、総合工学系研究科博士課程及び専門職学位課程の学生は6年を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 第7章 入学  
(入学の時期)
- 第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 第18条 入学資格  
(入学資格)
- 第18条 修士課程及び博士前期課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学を卒業した者
  - 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
  - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力がある者と認められた者で、22歳に達したものと

十 大学院に3年以上在学した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十一 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十三 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

第19条 医学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学における医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者
  - 二 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者
  - 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者
  - 五 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
  - 六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと
  - 八 大学における医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学の課程に4年以上在学した者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - 九 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したものと
  - 十 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
  - 十一 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であつた者であつて、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 第19条の2 医学系研究科博士後期課程の入学資格者は、看護師、助産師、臨床師、臨床

検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 五 国際連合大学本部に關する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 六 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと
- 第20条 総合工学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - 六 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと
- 第20条の2 法曹法務研究科専門職学位課程の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学を卒業した者
  - 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
  - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - 八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと
- 第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願ひ出なければならぬ。
- （入学者の決定）

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定められた書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程(博士前期課程を除く。)に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は博士前期課程の学生で、他の研究科の修士課程又は博士前期課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第28条 本大学院の各研究科(法曹法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行う。

2 法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によつて行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行う場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもち構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもち1単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもち1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもち1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもち1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従つて適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第35条 研究科(法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学

- 期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。
  - 第35条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
  - 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
  - (他大学院等における研究指導)
  - 第36条 研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。
  - 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程又は博士前期課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
  - 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
  - 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。
  - (入学前の既修得単位の取扱い)
  - 第37条 研究科（法曹法務研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（外国の大学院及び国際連合大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位及び信州大学学則（平成16年4月1日信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第49条の2の規定により信州大学の学部の学生が入学前に本大学院において履修した授業科目について、学部において修得したものと認められた単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
  - 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
  - 第37条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位及び学則第49条の2の規定により信州大学の学部の学生が入学前に本大学院において履修した授業科目について、学部において修得したものと認められた単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第2項の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。
  - (法曹法務研究科における在学期間の短縮)
  - 第37条の3 法曹法務研究科において第37条の2の規定により本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
  - (法学既修者)
  - 第37条の4 法曹法務研究科において必要とされたる法学の基礎的な学識を有すると認めらる者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第42条の2に規定する在学期間につ

いては1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については32単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第37条の3の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第1項の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。）は、第35条の2及び第37条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第35条の2第2項の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えないものとする。
- (長期にわたる教育課程の履修)
- 第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。
- (教育方法の特例)
- 第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第9章 修了要件、学位授与等
- (修士課程又は博士前期課程の修了要件)
- 第40条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科が優れた業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (博士課程（博士前期課程を除く。）の修了要件)
- 第41条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認められる者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科が優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 総合工学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び第40条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認められる者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間（2年を限度とする。）を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者で、当該研究科が優れた研究業績を上げた者と認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年（標準修業年限を1年

以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者については、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第42条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

（学位論文の提出及び審査並びに最終試験）

第43条 各研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授（当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。）及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。  
（課程修了の認定）

第44条 前条の決定に基づき、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 法曹法務研究科にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、当該研究科委員会の議を経て、学長が課程修了の認定を行う。

（学位の授与）

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程（博士前期課程を除く。）を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

（学位規程）

第46条 学位に關し必要な事項は、信州大学学位規程（平成16年信州大学規程第19号）の定めるところによる。

（教育職員免許状授与の所要資格）

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上休学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び博士前期課程にあっては2年、医学系研究科博士課程にあっては4年、博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程にあっては3年、専門職学位課程にあっては3年を超えることはできない。  
（休学期間の取扱い）

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

（復学）

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願ひ出るときは、医師の診断書を添付しなければなら

ない。  
（転学）

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願ひ出て、学長の許可

を受けなければならない。

（留学）

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、

学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ

留学する場合に準用する。

3 留学に關し必要な事項は、各研究科において定める。

（退学）

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願ひ出て、学長の許可を

受けなければならない。

（除籍）

第54条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が除

籍する。

一 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者

二 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

三 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者

四 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

五 入学科の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可され

なかつた者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期

日までに納付しないもの

六 入学科の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納

付しないもの

第11章 賞罰

（表彰）

第55条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科長の推薦により、学長が表彰

することができる。

（懲戒）

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究

科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

（科目等履修生）

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、

単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可す

ることができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければ

ならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学科を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学

と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第13章 研究生 (研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第14章 聴講生 (聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第15章 特別聴講学生及び特別研究生 (特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることである。

(特別聴講学生及び特別研究生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講学生及び特別研究生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究生として受ける場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れられる公立又は私立の大学の大学院の学生

(特別聴講学生及び特別研究生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

#### 第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(定員上の扱い)

第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究期間交流協定及びこれに準ずるものを含み、授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を準用する。

#### 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料 (授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しななければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しななければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、後期分の授業料の全部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

附則別表第2（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
工学系研究科	生物機能工学 専攻	平成16年度 38

附 則（平成16年4月22日平成16年度学則第2号）  
この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年9月16日平成16年度学則第3号）

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月17日平成16年度学則第5号）

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程（博士前期課程を含む。）」と読み替えて適用するものとする。

3 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員	
		平成17年度	平成18年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

4 総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員	
		平成17年度	平成18年度
総合工学系研究科	生命機能・フアイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3（附則第5項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員	
		平成17年度	平成18年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則（平成17年6月16日平成17年度学則第1号）

この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日平成17年度学則第3号）

この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則（平成18年3月16日平成17年度学則第5号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

- 一 入学を許可されたとき納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
  - 二 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額
  - 三 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額  
（科目等履修生、研究生等の授業料等）
- 第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

（特別の課程）

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

（規程等への委任）

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 4 廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された信州大学（以下「旧大学」という。）の信州大学学則等を廃止する規程（平成16年信州大学規程第437号）に基づき廃止する信州大学大学院学則（平成6年信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。）の規定により、旧大学の大学院（以下「旧大学院」という。）に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は、当該学生が国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院（以下「新大学院」という。）に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を有する。
- 5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第1（附則第2項関係）

研究科名	専攻名	収 容 定 員	
		平成16年度	平成17年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医学系専攻	28	42

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則（平成18年12月21日平成18年度学則第4号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日平成18年度学則第5号）

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
平成19年度		
医学系研究科	保健学専攻	14

附 則（平成19年12月26日平成19年度学則第3号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年3月19日平成19年度学則第6号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日平成20年度学則第3号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、継続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
平成21年度		
医学系研究科	保健学専攻	14

4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3（附則第5項関係）

収容定員		平成21年度	平成22年度
研究科名	専攻名	博士前期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4
			8

附 則（平成21年5月21日平成21年度学則第2号）

この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月26日平成21年度学則第4号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、

この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度
工学系研究科	機械システム工学専攻	59	
	電気電子工学専攻	81	
	社会開発工学専攻	76	
	物質工学専攻	51	
	情報工学専攻	85	
	環境機能工学専攻	35	
	素材開発化学専攻	36	
	機能機械学専攻	41	
	精密素材工学専攻	35	

附則別表第2（附則第4項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98
		76

附 則（平成22年10月21日平成22年度学則第1号）

この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
 2 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
 2 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、継続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。



附則別表第1 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	16
	物質基礎科学専攻	26	28
	地球生物圏科学専攻	28	28
	機械システム工学専攻	32	32
	電気電子工学専攻	45	45
	社会開業工学専攻	40	30
	物質工学専攻	30	45
	情報工学専攻	20	20
	環境機能工学専攻	21	21
	応用生物科学専攻	21	21
	繊維システム工学専攻	21	23
	素材開発化学専攻	23	20
	機能機械化学専攻	20	23
	精密素材工学専攻	23	21
	機能高分子学専攻	21	
	感性工学専攻		
	計		432

3 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	16
	物質基礎科学専攻	26	28
	地球生物圏科学専攻	28	28
	機械システム工学専攻	32	32
	電気電子工学専攻	45	45
	土木工学専攻	12	30
	建築学専攻	30	30
	物質工学専攻	45	45
	情報工学専攻	20	34
	環境機能工学専攻	28	28
	繊維・感性工学専攻	64	64
	機械・ロボット学専攻	24	24
	化学・材料専攻		
	応用生物科学専攻		
	計		434

4 医学系研究科医学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	平成25年度
医学系研究科	医学専攻		32

5 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医学専攻、臓器移植細胞工学医学系専攻及び加齢適応医学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医学系専攻	42	28	14
	加齢適応医学系専攻	42	28	14

6 医学系研究科医学専攻及び疾患予防医学系専攻の平成24年度から平成26年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5 (附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医学系専攻	8	16	24

別表第1 (第7条関係)

研究科名	専攻名等	修士課程及び博士前期課程		博士課程(博士前期課程を除く。)		専門職学位課程		
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	
人文科学研究科	地域文化専攻	10	5					
	言語文化専攻	10	5					
教育学研究科	計	20	10					
	学校教育専攻	10	5					
	学校教育学専修	6	3					
	臨床心理学専修	6	3					
	教科教育専攻	6	3					
	国語教育専修	8	4					
	社会科教育専修	6	3					
	数学教育専修	8	4					
	理科教育専修	6	3					
	音楽教育専修	6	3					
	美術教育専修	6	3					
	保健体育専修	6	3					
	技術教育専修	6	3					
	家政教育専修	6	3					
	英語教育専修	6	3					
	計		80	40				
	経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	12	6				
イノベーション・マネジメント専攻		20	10					
学研究所	計	32	16					

理工学系 研究科	数理・自然情報科学専攻	32	16			
	物質基礎科学専攻	52	26			
	地球生物圏科学専攻	56	28			
	機械システム工学専攻	64	32			
	電気電子工学専攻	90	45			
	土木工学専攻	24	12			
	建築学専攻	60	30			
	物質工学専攻	90	45			
	情報工学専攻	40	20			
	環境機能工学専攻	68	34			
農学研究科	繊維・感性工学専攻	56	28			
	機械・ロボット学専攻	128	64			
	化学・材料専攻	48	24			
	応用生物科学専攻	868	434			
	計	40	20			
	食料生産科学専攻	34	17			
	森林科学専攻	32	16			
	応用生命科学専攻	32	16			
	機能性食料開発学専攻	138	69			
	計	24	12	160	40	
医学系研究科	医科学専攻	28	14	32	8	
	医学系専攻	52	26	12	4	
	疾患予防医科学系専攻			204	52	
	保健学専攻			45	15	
	計			36	12	
	生命機能・フアイバー工学専攻			21	7	
	システム開発工学専攻			24	8	
	物質創成科学専攻			21	7	
	山岳地域環境科学専攻			147	49	
	生物・食料科学専攻					
総合工学系研究科	計	1,190	595	351	101	
	法曹法務専攻				54	18
法曹法務研究科	計					
合計						

別表第2 (第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教育職員免許状の種類			免許教科又は特別支援教育領域
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	特別支援教育専攻	
人文科学研究科	地域文化専攻	哲学分野	中学校教諭専修免許状		社会
		史学分野	高等学校教諭専修免許状		公民
	言語文化専攻	国語コース	中学校教諭専修免許状		社会
		英語コース	高等学校教諭専修免許状		地理歴史
	ドイツ語コース	国語コース	中学校教諭専修免許状		国語
		英語コース	高等学校教諭専修免許状		英語
	ドイツ語コース	ドイツ語	中学校教諭専修免許状		英語
		英語	高等学校教諭専修免許状		ドイツ語

教育学研究科	学校教育専攻	教育職員免許状の種類			免許教科又は特別支援教育領域		
		幼稚園教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状			
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状			国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語		
		小学校教諭専修免許状			国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語		
		中学校教諭専修免許状			国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語		
		高等学校教諭専修免許状			国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語		
		特別支援学校教諭専修免許状			知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者		
		教科教育専攻	国語教育専修	幼稚園教諭専修免許状			国語
			社会科教育専修	小学校教諭専修免許状			国語, 書道
			数学教育専修	高等学校教諭専修免許状			社会
			理科教育専修	中学校教諭専修免許状			地理歴史, 公民
			音楽教育専修	高等学校教諭専修免許状			数学
	美術教育専修		中学校教諭専修免許状			数学	
	保健体育専修		高等学校教諭専修免許状			理科	
	技術教育専修		中学校教諭専修免許状			理科	
	家政教育専修		高等学校教諭専修免許状			音楽	
	英語教育専修		中学校教諭専修免許状			音楽	
	理工学系研究科	数理解・自然情報科学専攻	幼稚園教諭専修免許状			美術	
		物質基礎科学専攻	小学校教諭専修免許状			美術, 工芸	
		地球生物圏科学専攻	中学校教諭専修免許状			美術	
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状			美術	
		電気電子工学専攻	特別支援学校教諭専修免許状			美術, 工芸	
土木工学専攻		幼稚園教諭専修免許状			美術		
建築学専攻		小学校教諭専修免許状			美術		
物質工学専攻		中学校教諭専修免許状			美術		
情報工学専攻		高等学校教諭専修免許状			美術		
環境機能工学専攻		特別支援学校教諭専修免許状			美術		

土木工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
建築学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
物質工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業	
情報工学専攻	中学校教諭専修免許状	数学	
環境機能工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学, 情報	
繊維・感性工学専攻	中学校教諭専修免許状	工業	
機械・ロボット学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科	
化学・材料専攻	中学校教諭専修免許状	理科, 工業	
応用生物学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科	
農学研究科	食料生産科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
	理科コース	高等学校教諭専修免許状	理科
	農業コース	高等学校教諭専修免許状	理科
	森林科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	理学コース	中学校教諭専修免許状	理科
	農業コース	高等学校教諭専修免許状	農業
	応用生命科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
	機能性食料開発学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
備考 免許教科又は特別支援教育領域のうち、特別支援教育領域とは、知的障害者、肢体不自由者、薄弱者をいう。			

旧年度の規程を掲載しています。平成27年4月から規程の一部改正が行われ、平成27年度入学生については、改正後の規程が適用されます。改正後の規程については、信州大学ホームページ <http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/> をご覧ください。

#### 信州大学大学院理工学系研究科規程

(平成23年3月15日信州大学規程第186号)

#### (趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)に定めるもののほか、信州大学大学院理工学系研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

#### (目的)

第1条の2 研究科は、質の高い教育研究を展開し、独創的な学術研究を推進するとともに、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び環境調和社会・知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成し、もって科学技術の進歩と地域社会、国際社会に貢献することを目的とする。

#### (課程、専攻及び講座)

第2条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び講座は、別表第1に掲げるとおりとする。

#### (コース)

第2条の2 前条に定めるほか、繊維・感性工学専攻及び化学・材料専攻の学生は、次に掲げるコースのうち、いずれか一つに所属して履修する。

#### 繊維・感性工学専攻

先進繊維工学コース、感性工学コース

#### 化学・材料専攻

応用化学コース、材料化学工学コース、機能高分子学コース

#### (研究科長及び副研究科長)

第3条 研究科に研究科長を置き、理学部長、工学部長又は繊維学部部長をもって充てる。

2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学部長、工学部長及び繊維学部長のうち、研究科長以外の学部長をもって充てる。

#### (研究科委員会)

第4条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院理工学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に關し必要な事項は、別に定める。

#### (教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

#### (授業科目及び単位数)

第6条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

#### (単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をも

って1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに依り、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

#### (履修方法等)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 学生は、授業科目を履修し、30単位以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。

3 学生は、大学院学則第8条第4項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めるときは、理学部、工学部又は繊維学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。

#### (他の研究科の授業科目の履修等)

第9条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第10条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。

3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第11条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願ひ出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第12条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願ひ出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第14条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第15条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、次の区分により理学、工学又は農学とする。

理学 数理・自然情報科学専攻、物質基礎科学専攻、地球生物圏科学専攻  
工学 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、繊維・感性工学専攻、機械・ロボット工学専攻、化学・材料専攻

農学 応用生物科学専攻

(入学者の選抜)

第16条 入学志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学長等の提出する成績証明書(成績等を総合し、選考の上、入学を許可する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第17条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第10条第1項及び第2項並びに第11条の規定を準用する。

2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるものをいう。)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。

3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第18条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第19条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第20条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(特別研究生)

第21条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いについては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第22条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

別表第2 (第6条関係)

授 業 科 目		単 位
先端情報工学基礎	特別講義1	2
計画	特別講義2	2
計算	特別講義3	2
ネットワーク	特別講義4	2
オペレーティングシステム	特別講義5	2
データベース	特別講義6	2
ネットワークセキュリティ	特別講義7	2
情報セキュリティ	特別講義8	2
ソフトウェア工学	特別講義9	2
情報通信工学	特別講義10	2
情報処理工学	特別講義11	2
情報システム工学	特別講義12	2
情報セキュリティ工学	特別講義13	2
情報通信システム工学	特別講義14	2
情報処理システム工学	特別講義15	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義16	2
情報通信システム工学	特別講義17	2
情報処理システム工学	特別講義18	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義19	2
情報通信システム工学	特別講義20	2
情報処理システム工学	特別講義21	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義22	2
情報通信システム工学	特別講義23	2
情報処理システム工学	特別講義24	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義25	2
情報通信システム工学	特別講義26	2
情報処理システム工学	特別講義27	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義28	2
情報通信システム工学	特別講義29	2
情報処理システム工学	特別講義30	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義31	2
情報通信システム工学	特別講義32	2
情報処理システム工学	特別講義33	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義34	2
情報通信システム工学	特別講義35	2
情報処理システム工学	特別講義36	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義37	2
情報通信システム工学	特別講義38	2
情報処理システム工学	特別講義39	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義40	2
情報通信システム工学	特別講義41	2
情報処理システム工学	特別講義42	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義43	2
情報通信システム工学	特別講義44	2
情報処理システム工学	特別講義45	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義46	2
情報通信システム工学	特別講義47	2
情報処理システム工学	特別講義48	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義49	2
情報通信システム工学	特別講義50	2
情報処理システム工学	特別講義51	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義52	2
情報通信システム工学	特別講義53	2
情報処理システム工学	特別講義54	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義55	2
情報通信システム工学	特別講義56	2
情報処理システム工学	特別講義57	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義58	2
情報通信システム工学	特別講義59	2
情報処理システム工学	特別講義60	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義61	2
情報通信システム工学	特別講義62	2
情報処理システム工学	特別講義63	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義64	2
情報通信システム工学	特別講義65	2
情報処理システム工学	特別講義66	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義67	2
情報通信システム工学	特別講義68	2
情報処理システム工学	特別講義69	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義70	2
情報通信システム工学	特別講義71	2
情報処理システム工学	特別講義72	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義73	2
情報通信システム工学	特別講義74	2
情報処理システム工学	特別講義75	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義76	2
情報通信システム工学	特別講義77	2
情報処理システム工学	特別講義78	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義79	2
情報通信システム工学	特別講義80	2
情報処理システム工学	特別講義81	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義82	2
情報通信システム工学	特別講義83	2
情報処理システム工学	特別講義84	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義85	2
情報通信システム工学	特別講義86	2
情報処理システム工学	特別講義87	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義88	2
情報通信システム工学	特別講義89	2
情報処理システム工学	特別講義90	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義91	2
情報通信システム工学	特別講義92	2
情報処理システム工学	特別講義93	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義94	2
情報通信システム工学	特別講義95	2
情報処理システム工学	特別講義96	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義97	2
情報通信システム工学	特別講義98	2
情報処理システム工学	特別講義99	2
情報セキュリティシステム工学	特別講義100	2

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の信州大学大学院工学系研究科規程（平成16年4月1日信州大学規程第79号）は、平成24年3月31日に信州大学大学院工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規定による改正後の別表第2地球生物圏科学専攻の項中地殻変動論の単位数変更、共通科目の項中大学院と社会、学外特別講義（高度）及び学外特別実習（高度）、物質基礎科学専攻の項中固体スペクトロスコピーⅠ、固体スペクトロスコピーⅡ、場の理論Ⅰ及び場の理論Ⅱ、地球生物圏科学専攻の項中岩石磁気学、地域環境学Ⅰ及び地域環境学Ⅱ並びに物質工学専攻の項中コロイド・界面科学特論、コロイド・界面科学演習、コロイド・界面科学特別実験Ⅰ及びコロイド・界面科学特別実験Ⅱを加える規定については、この限りではない。

別表第1 (第2条関係)

専 攻	講 座
数理・自然情報科学専攻	数理・自然情報科学専攻
物質基礎科学専攻	物質基礎科学専攻
地球生物圏科学専攻	地球生物圏科学専攻



信州大学学位規程

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条並びに信州大学学位規則(平成16年信州大学学位規則第1号。以下「学位規則」という。)第55条及び信州大学大学院学位規則(平成16年信州大学学位規則第2号。以下「大学院学位規則」という。)第46条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に關し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。  
2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとする。  
3 学士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 文 学
- 教育 学
- 経済 学
- 理 学
- 医 学
- 看護 学
- 保健 学
- 工 学
- 農 学

4 修士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 文 学
- 教育 学
- 経済 学
- マネジメント
- 理 学

5 博士に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- 医 学
- 看護 学
- 保健 学
- 工 学
- 農 学
- 医 学
- 保健 学
- 理 学
- 工 学
- 農 学

6 専門職学位は、省令第5条の2の規定により、法務博士(専門職)とする。  
7 第3項から第5項までに定める専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。  
(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学位規則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の2 法務博士の専門職学位の授与は、大学院学位規則の規定により、本学大学院の法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があつても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学位規則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試問を行う。

2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に關し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、構型又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士論文(大学院学位規則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査は、論文提出後3月以内に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に關係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

3 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研



研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める入学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試験を免除する。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

2 法曹法務研究科教授会は、第5条の2によるものについて、課程の修了の可否について議決する。

3 前2項の議決は、研究科委員(法曹法務研究科)にあつては、法曹法務研究科教授会構成員。以下同じ。)の3分の2以上出席した研究科委員会(法曹法務研究科)にあつては法曹法務研究科教授会。以下同じ。)において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に学位論文の内容要旨及び学位論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定により、学位論文を公表する場合は、「信州大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1、2、3、4、5、6及び7のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日平成16年度規程第58号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学している者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年12月21日平成18年度規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日平成18年度規程第57号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日平成20年度規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別記様式1 (学士の場合)

○第	号	卒	業	証	書	・	学	位	記	氏	名	年	月	日	生
本学〇〇学部(〇〇学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する															
学		部		印		年		月		日		信		州	
学		部		印		年		月		日		信		州	
大		学		印		年		月		日		信		州	
大		学		印		年		月		日		信		州	

別記様式2 (大学院の修士課程を修了した場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

別記様式5 (大学院の博士後期課程を修了した場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

別記様式3 (大学院の博士前期課程を修了した場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

別記様式6 (論文提出による場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

別記様式4 (大学院の博士課程を修了した場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

別記様式7 (大学院法曹法務研究科専門職学位課程を修了した場合)

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日	年 月 日	名 日 生
本学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する 信 州 大 学				
印				

## 修士課程（3専攻）学生の学年中途の修了に関する申合せ

### （趣旨）

- 1 大学院学生の学年中途の修了については、大学院学則、理工学系研究科規程、その他の規則に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

### （修了の時期）

- 2 学年中途の修了の時期は、9月30日とする。

### （対象となる学生）

- 3 修了の対象となる学生は、当該年度の9月30日までに、修了に必要な条件を満たすことが可能なものとする。

### （手続き）

- 4 前項に規定する学生は、7月1日までに別紙申出書を学務係へ提出する。

なお、学生への周知は、掲示によるものとする。

- 5 学務係は、当該学生の氏名、入学年度、所属専攻名及び指導教員名並びに未修得の授業科目名及び担当教員名その他必要な事項を調査するとともに、当該学生の指導教員及び未修得の授業科目の担当教員に履修状況を確認する。

### （学位論文の提出手続及び最終試験）

- 6 申請者は、信州大学理工学系研究科修士課程（3専攻）の学位論文審査・最終試験並びに修了判定実施要項に規定する「修士学位論文審査申請書」（様式1）並びに「修士学位論文内容の要旨」（様式2）を付し、所定の「修士学位論文作成要領」（様式3）により学位論文の正本1部、副本2部、計3部を研究科長に提出する。

- 7 論文審査及び最終試験は8月30日までに行う。

### （修了判定）

- 8 修了判定は、9月に開催する理工学系研究科委員会で行う。

### （その他）

- 9 この申合せに定めるもののほか、学年中途の修了に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

## 附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行する。

修士課程において、在学期間1年以上2年未満で修了する者の取り扱い

1. 修了予定の学生から、申し出を受けた指導教員は、以下の書類を整え、所属する学科長と協議する。

(1) 学生の履歴書

学生自筆のもので学歴を主として記載したもの。

(2) 学生の単位修得状況（取得見込みを含む。）に関する調書

(3) 学生の学位論文（修士論文又は特定の課題についての研究成果）作成状況に関する調書

(4) 指導教員の推薦理由書

大学院学則第40条第1項ただし書の規定の適用を受けるに値する優秀であることの理由を、学業成績に関する所見、研究課題に対するアプローチの仕方における学生の資質と寄与の程度及び研究能力に関する所見等について述べられたもの。

(5) 学生の業績書

学生の発表した論文がある場合には、その論文の別刷り又はその写しが添付されたもの。

(6) 指導教員は、前記(1)～(5)の提出書類のほか、必要と認める場合には、次の書類を提出できるものとする。

ア 学生が、他の大学院又は外国の大学院で修得した単位がある場合には、当該大学院の成績証明書

イ 学生の博士課程への進学等に関する調書

ウ その他参考となる書類

2. 当該学科長は、学科長会議に諮り承認を受けた後、理工学系研究科委員会に諮り、学位論文審査委員会を組織する。

附 則

この取り扱いは、平成24年4月1日から施行する。

## 修士課程（3専攻）の長期履修学生制度の取扱いについて

社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図る長期履修学生制度（理工学系研究科規程第13条）の本研究科（3専攻）における取扱いを、下記のとおり定める。

### 1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

### 2. 長期履修の開始日

原則として年度の始めとする。

### 3. 長期履修の在学年限

4年間を超えることはできない。

### 4. 申請手続き

入学手続きで長期履修を希望する学生は、入学手続き期間内に「長期にわたる教育課程の履修希望調書」（別紙様式1）を入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式2）を研究科長あて提出する。

在学生にあつては1年次の後学期が修了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書（別紙様式2）を研究科長あて提出する。

### 5. 履修期間の短縮申請手続き

申請を認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する2か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書（別紙様式3）を研究科長あて提出する。

### 6. 休学に伴う履修計画の変更手続き

休学を認められた学生が履修計画を変更する場合は、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式4）を研究科長宛提出する。

### 7. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を理学部教務委員会に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに通知（別紙様式5, 6, 7）するとともに、修士課程理学分科会及び学長あてに報告（別紙様式8, 9, 10）する。

理学部教務委員会は、申請書の審査にあたっては、当該学生の履修計画の妥当性を十分検討するものとする。

### 8. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮する場合及び履修計画を変更する場合も同規程による。

## 附 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

※別紙様式1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10は添付省略

(別紙様式 2)

平成 年 月 日

信州大学大学院理工学系研究科長 殿

信州大学大学院理工学系研究科 専攻

入学年度

学籍番号

氏 名

生年月日 西暦 昭和 平成 年 月 日生

### 長期にわたる教育課程の履修申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

申請理由

.....  
.....

履修期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

履修計画 (※裏面に詳細に記載してください。)

指導教員等	印
-------	---

(裏面)

履 修 計 画  
(入学時点からのものを記載すること)

○ 修得単位数等

・修得単位数… 単位

・そ の 他…

○ 履修計画

履修年度	前 期	後 期
平成 年度		
平成 年度		
平成 年度		
平成 年度		

※ 計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第 16 条に定める在学期間を超えることはできない。

## 学外研修の取扱い

学生が学外研修を希望した場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 学外研修を希望する学生は、主指導教授に申し出る。
- 2 主指導教授は、研修先と連絡をとり、実施可能な場合は、学生にその旨連絡する。
- 3 学生は、別紙「学外研修計画書」を主指導教授の承認を得て、研究科長へ提出する。
- 4 研究科長は、研究科長名で研修先へ学外研修の依頼をする。
- 5 学外研修を終了した学生は、別紙「学外研修報告書」を主指導教授に提出する。
- 6 主指導教授は、「学外研修報告書」に基づき単位の認定を行い、単位認定票及び学外研修報告書を研究科長に提出する。
- 7 研究科長は、単位認定票を学生に交付する。



※ A4版で作成のこと

学 外 研 修 計 画 書

専攻名 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

研修先所在地 \_\_\_\_\_

研 修 期 間 \_\_\_\_\_

研 修 課 題 \_\_\_\_\_

研 修 内 容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

指導教員承認印 \_\_\_\_\_ 主指導教授 \_\_\_\_\_ 印

※ A4版で作成のこと

学 外 研 修 報 告 書

専攻名 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

研修先所在地 \_\_\_\_\_

研 修 期 間 \_\_\_\_\_

研 修 課 題 \_\_\_\_\_

研 修 内 容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

指導教員承認印 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

主指導教授 \_\_\_\_\_ 印

## 他の大学院等における研究指導に関する取扱要項

### (趣 旨)

第1条 信州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第36条の規定に基づき、信州大学大学院理工学系研究科の学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」と言う。)において、特定の課題について研究指導を受ける場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

### (協 議)

第2条 大学院学則第36条に規定する協議は、他の大学院等と事前に次の各号に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

### (研究指導の許可)

第3条 他の大学院等において研究指導を受けることの許可は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

### (受入れの依頼)

第4条 学長は、前条により研究指導を受けることを許可した学生について、大学院等に受入れを依頼するものとする。

### (研究指導の手続)

第5条 他の大学院等において研究指導を受けようとする者は、大学院等が国内にある場合は、履修願(別紙様式1)を、外国にある場合は留学願(別紙様式2)を指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

2 前項において、事前の協議ができない外国の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする者にあつては、大学院等の受入れを内諾する旨の証明書を添付しなければならない。

### (研究指導の許可期間)

第6条 他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。

### (研究課題)

第7条 他の大学院等において受ける研究指導の課題は、研究科の学生として必要かつ適切な指導を受けることが期待できる研究課題とする。

### (研究報告)

第8条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、研究指導を受け始めたときは、直ちに研究開始届(別紙様式3)を研究科長に提出しなければならない。

2 他の大学院等において研究指導を受け終わったときは、直ちに研究終了届(別紙様式4)及び研究成果報告書(別紙様式5)に大学院等から交付された研究指導を

受け終わったことの証明書等を添付の上研究科長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第9条 他の大学院等において研究指導を受けることを許可された者は、当該期間中においても、信州大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附 則

この要項は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

2 工学系研究科が存続するまでの間、現に工学系研究科に在学する学生については、この要項中「理工学系研究科」を「工学系研究科」と、「理工学系研究科長」を「工学系研究科長」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

※ A4版で作成のこと  
別紙様式1

平成 年 月 日

理工学系研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

履 修 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所名

2. 履修期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 研究課題

4. 理 由

※ A4版で作成のこと  
別紙様式2

平成 年 月 日

理工学系研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

指導教員氏名 \_\_\_\_\_ 印

留 学 願

信州大学大学院学則第 36 条の規定に基づき、下記のとおり研究指導を受けたいので留学いたしたく、御許可くださるようお願いいたします。

記

1. 留学先（研究指導を受ける他の大学院研究科名又は研究所名）

2. 所在地

3. 留学期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 出発（予定）年月日 平成 年 月 日

5. 研究課題

6. 理 由

7. 渡航先の連絡場所

8. 旅費及び滞在費

備考 滞在保証書又はこれに類する書類及び当該大学院等の概要又は案内書等を添付すること。

※ A4版で作成のこと  
別紙様式3

平成 年 月 日

理工学系研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研究開始届

\_\_\_\_\_ (研究所)

私は, \_\_\_\_\_ (大学大学院) \_\_\_\_\_ で \_\_\_\_\_ の

\_\_\_\_\_ (研究科)

指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から開始しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ A4版で作成のこと  
別紙様式4

平成 年 月 日

理工学系研究科長 殿

所属専攻名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

研究終了届

\_\_\_\_\_ (研究所)

私は, \_\_\_\_\_ (大学大学院) \_\_\_\_\_ で \_\_\_\_\_ の

\_\_\_\_\_ (研究科)

指導の下に研究課題 \_\_\_\_\_ についての研究を  
行っておりましたが \_\_\_\_月 \_\_\_\_日終了しましたのでお届けします。

指導教員・氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ A4版で作成のこと  
別紙様式5

平成 年 月 日

理工学系研究科長 殿

所属専攻名\_\_\_\_\_

学籍番号\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_印

研 究 成 果 報 告 書

1. 研究指導を受けた他の大学院研究科名又は研究所名
2. 研究指導者の職・氏名
3. 研究期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 研究課題
5. 研究成果概要（600字以内）

## 特別研究学生の受入れ取扱要項

(趣 旨)

第1条 信州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第76条の規程に基づき、特別研究学生の受入れについては、この要項の定めるところによる。

(協 議)

第2条 大学院学則第76条に規定する協議は、他大学及び外国の大学の大学院と事前に次の各号に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 研究課題
- (2) 研究期間
- (3) 対象となる学生
- (4) 研究終了の取扱い
- (5) 授業等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

(受入れの決定)

第3条 特別研究学生の受入れは、研究科委員会の議を経て、研究科の教育研究に支障のない範囲で、学長が決定する。

(受入れの時期)

第4条 特別研究学生の受入れの時期は、学年を始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第5条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。

(研究指導)

第6条 特別研究学生は、協議に基づいて認められた研究課題の研究指導を受けるものとし、それ以外の研究指導は受けられないものとする。

(研究終了)

第7条 研究科長は、特別研究学生が研究課題の研究を終了したときは、研究終了証明書等を当該特別研究学生に交付するものとする。

(受入れの取消し)

第8条 特別研究学生として不適当と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学長が受入れを取り消す。

(授業料等)

第9条 特別研究学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別研究学生の授業料の額は、信州大学授業料等に関する規程に定める額とする。ただし、特別研究学生が国立大学法人の学生であるときは、授業料を徴収しない。

(規程等の遵守)

第10条 特別研究学生は、信州大学の諸規程等を遵守しなければならない。

附 則 略

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

## 信州大学大学院理工学系研究科転専攻に関する申合せ

平成26年2月20日 理工学系研究科代議員会承認

理工学系研究科（以下「研究科」という。）における転専攻については、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号）第26条第2項の規定に基づき、以下の定めるところによる。

### 1. 転専攻の申出資格

研究科の1年次在籍者とする。

### 2. 転専攻の時期

学期又は学年の始めとする。

### 3. 転専攻の手続き

転専攻の手続きは、次により行うものとする。

（1）転専攻希望学生は、転専攻を希望する日の2ヶ月前までに、現指導教員及び受入れ専攻において指導を希望する教員の承諾を得たうえで、転専攻願（別紙様式1）及び研究計画書（別紙様2）を、所属キャンパス担当者をとおして、研究科長へ提出する。

（2）研究科長は、受入れ専攻に対して転専攻希望学生の受入れについての審査等を依頼する。

### 4. 選考方法

受入れ専攻は適性等を判断するため、口頭試問を含む学習状況その他についての審査を行うものとする。

### 5. 既修得単位の取扱

（1）転専攻前に修得した科目の単位は、受け入れ専攻において修得したものとみなす。

（2）受け入れ専攻が認める場合は、修了に必要な単位に参入することができる。

### 6. 転専攻の判定

理工学系研究科委員会で決定する。

### 7. 在学期間

転専攻をした者は、転専攻をする前に在学した期間（休学期間を除く。）を通算し、4年を超えて在学することができない。

### 8. 休学期間

転専攻をした者の休学期間は、転専攻をする前に休学した期間を通算し、2年を超えることができない。

### 9. 留意事項

本申合せにより転専攻を認められた学生に対しては、以後の転専攻は認めないものとする。

### 10. その他



本申合せに規定するもののほか，転専攻に関して各キャンパスで必要な事項は，当該キャンパスの修士課程分科会において定める。

附 則（平成 26 年 2 月 20 日 理工学系研究科代議員会承認）

- 1 この申合せは，平成 26 年 2 月 20 日から実施する。

※ A 4 版で作成のこと  
別紙様式 1

年 月 日

## 転専攻願

理工学系研究科長 殿

入学年月

専攻

学籍番号

氏名

印

下記のとおり転専攻したいので、ご許可願います。

記

1. 受け入れを希望する専攻

専攻

2. 転専攻希望年月日

年 月 日

3. 転専攻を希望する理由（詳細に記入）

---

---

---

4. 現指導教員

印

5. 受け入れを希望する専攻の希望指導教員

印

※ A 4 版で作成のこと

別紙様式 2

## 研究計画書

学籍番号		氏名		備考	※
研究テーマ					

※印の欄は記入しないでください。

信州大学大学院理工学系研究科

# ハラスメント（嫌がらせ）にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください

～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



## ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学第5章 人事」に掲載。）

### I：セクシュアル・ハラスメント・・・

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

### II：アカデミック・ハラスメント・・・

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

### III：パワー・ハラスメント、IV：その他のハラスメント・・・

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員（上司一部下）間の、就業上のハラスメントです。
- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

## ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員はあなたの立場に立って相談に乗ります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることもありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいときだけでも連絡して構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置（裏面※①、②）をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続きについて助言してくれます**。イコール・パートナーシップ委員会は関係の部局長と協力して「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置を実施します。

## ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、信州大学ホームページ→「在学生の方へ」→「ハラスメントのない大学にするために」→「ハラスメント相談員一覧」でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター（0263-37-3165）」にお問い合わせください。なお、ハラスメント相談員が掲載されている掲示物もありますのでご覧ください。

## 「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、[epinkai@shinshu-u.ac.jp](mailto:epinkai@shinshu-u.ac.jp)が委員いずれかに気軽に相談してください。

### ※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。

### ※② 「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「ハラスメント相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

### 学外にも相談窓口があります。

#### ① 主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	一般相談、法律相談(要予約)	0266-22-8822	【一般】 火～木・土 8:30～17:00、金 8:30～19:30 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング(要予約)		第2木、第4土10:00～15:50(一人50分) 場所:男女共同参画センターあいとびあ 詳細については電話で直接確認願います。
パレア松本・女性センター	一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)	0263-39-1105	【一般】(電話)火、第1・第3水、金9:00～12:00、(面接)月・火・木・金13:00～16:00、第4金16:00～19:00(要予約)【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110	相談電話	026-234-8110	月～金 9:00～17:00
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)	0268-27-3123	【一般】火11:00～18:00 木10:00～17:00、第2、4土10:00～17:00 (土曜の相談及び面接相談は要予約) 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
伊那市人権男女共同参画係	女性のための相談	0265-78-4111 (内線2145)	(電話)平日 8:30～17:15 (面接)火、木9:00～17:00(要予約)
女性の人権ホットライン	女性をめぐる人権相談	0570-070-810 (全国共通)	月～金 8:30～17:15※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方事務局)

#### ② 主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	男性のための相談(電話相談)	0266-22-7111	第1・第3水9:00～11:00、第2・第4金17:30～19:30
パレア松本・女性センター	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火17:00～20:00

#### ③ 男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-224-3626	月～金 9:30～16:00
長野地方法務局人権擁護課	026-235-6634	月～金 8:30～17:15
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

### 信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、「人権」に係わって、必要不可欠な基本的指針を定めています。これを**キャンパス・コード**といい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| ○ 個人を人間として等しく尊重します。        | ○ 学問・言論の自由を尊重します。 |
| ○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。 | ○ 人権侵害等を防止します。    |
| ○ 権利・権限を適正に行使します。          | ○ プライバシー等を保護します。  |

\* 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。





発行・編集 / 信州大学理学部

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

学生支援グループ TEL 0263-37-2458